

社会福祉法人日の出保育園 役員及び評議員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日の出保育園（以下「本園」という。）の役員が本園の理事会等会議に出席をする場合及び出張した場合の旅費の取り扱いに関する事項を定める。

(区分)

第2条 この規程に定める旅費は、理事会等出席と出張旅費に区分する。

(種別)

第3条 旅費の種別は、次のとおりとする。

- (1) 理事会等出席旅費
- (2) 出張旅費

(理事会出席交通費)

第4条 役員が理事会等に出席した場合は、自宅から本園等の会議場所までの公共交通機関利用による実費を支給する。

(理事会等出席当日)

第5条 理事会等に出席した場合の日当及び交通費は一律 5,000 円給することとする。

(出張交通費)

第6条 交通費は、鉄道費、船賃及び航空賃・タクシーの 3 種とし、次に掲げる表によりこれを支給する。

区 分	支 給 額
鉄道賃	普通旅客運賃の他、特急料金、急行料金、指定席料金、A 寝台料金 グリーン料金の実費
船賃	普通旅客運賃及びグリーン料金 (運賃の等級を 1・2 等に区分する船舶においては 1 等の運賃)
航空賃。タクシー	実費

(日当・宿泊料)

第7条 日当は日数に応じ、宿泊料は宿泊日数に応じて次に掲げる表により支給する。

項目	区分	理事長	その他役員及び評議員
	日 当	6,000 円	5,000 円
宿 泊 料	宿泊施設	15,000 円	12,000 円
	寝台者及び船内宿泊	10,000 円	10,000 円

(宿泊料の超過)

第9条 宿泊料金がこの規程に定める宿泊料の額を超えるときは、その実費を追加支給する。ただし、この場合は領収書等の証明資料の添付を要する。

(支給日)

第10条 出張旅費は出張後 1 週間以内に支給する。

(施行期日)

第11条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日以降に就任する役員及び評議員に、これを適用する。